

つがる西北五広域連合会計管理者事務代決及び職務代理者に関する規程

平成26年9月17日
訓令第2号
令和元年6月20日
訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、会計管理者の権限に属する事務の代決に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において「代決」とは、会計管理者が不在のときに、一時その者に代わって決裁することをいう。

2 この規程において「職務代理者」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第3項の規定に基づき、会計管理者に事故がある場合において、広域連合長の指定によりその事務を代理させる者をいう。

(令和元訓令1・一部改正)

(代決)

第3条 会計管理者が不在のときは、つがる西北五広域連合組織規則(平成11年つがる西北五広域連合規則第2号。以下「組織規則」という。)第3条に規定する職員のうち、組織規則第7条第1項に規定する課長の職にある者(以下「課長」という。)がその事務を代決することができる。

2 会計管理者が不在であって、かつ課長が不在であるときは、前項の規定にかかわらず、課長以外の組織規則第3条に規定する職員のうちから広域連合長が指定した者が、会計管理者の事務を代決することができるものとする。

3 前2項の規定により代決した事項については、速やかに後関を受けなければならない。ただし、軽易なもの又はあらかじめ会計管理者の指示したものについては、この限りでない。

(令和元訓令1・一部改正)

(代決の制限等)

第4条 重要又は異例と認められる事項は、前条第1項の規定にかかわらず、代決することができない。ただし、急を要するものであらかじめ会計管理者の承認を得たものについては、この限りでない。

(職務代理者)

第5条 会計管理者の職務代理者は、課長とする。

(令和元訓令1・一部改正)

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和元年規則第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。